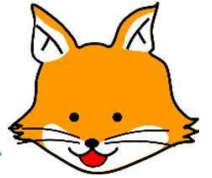


# 相続登記はお済みですか？



不動産登記推進  
イメージキャラクター  
「トウキツネ」

令和6年4月1日から

## 相続登記が法律上の義務になりました

不動産に関するルールが大きく変わります！

令和5年4月から  
段階的に実施

### ● 相続登記の申請義務化(令和6年4月1日から)

- ✓ 不動産を相続したことを知った日から **3年以内**の相続登記が義務になりました
- ✓ **令和6年4月1日より前に相続した不動産も義務化の対象**です

令和9年3月31日までに登記してください！



- ✓ 登録免許税が免税となる場合があります(令和7年3月31日まで)
- ✓ 正当な理由なく義務に違反した場合は、10万円以下の過料が科される可能性があります

### ● 相続人申告登記(令和6年4月1日から)

- ✓ 期限内(3年以内)に相続登記の申請をすることが難しい場合の手続が設けられました

## 相続登記の手続についてご案内しています

予約制

### ● 名古屋法務局・愛知県司法書士会無料登記相談所(対面)

場所 本局不動産登記部門・春日井支局・津島支局  
一宮支局・半田支局・刈谷支局

司法書士に相談できます

日時 名古屋法務局HPをご覧ください

名古屋法務局 無料登記相談所



### ● 登記手続案内(対面・電話・ウェブ)

場所 本局不動産登記部門・支局・出張所

日時 平日9時～12時、13時～16時(閉庁日を除く)

↑ 予約方法はこちら ↓

名古屋法務局手続案内



- ✓ ご自身で申請書類を作成する方は**登記手続案内**をご予約ください
- ✓ ウェブ登記手続案内の予約は専用サイトで24時間受付中！
- ← 申請に必要な準備については  
あらかじめこちらのページもご覧ください **詳しくは…**

登記手続ハンドブック

〈お時間がない方やご自身で手続が難しい方は登記の専門家へ！〉

相続登記の申請や遺産分割協議が必要な方は**司法書士**に、相続した建物がそもそも登記されていない場合や相続をした土地を親族で分けてそれぞれの名義にしたいときは**土地家屋調査士**に相談することができます。



愛知県司法書士会



愛知県土地家屋調査士会



## 相続した土地を手放すための制度が始まりました

### ● 相続土地国庫帰属制度（令和5年4月27日から）

相談は予約制です

① 承認申請



※ 審査手数料の納付も必要

② 要件審査・承認



③ 申請者が10年分の土地管理費相当額の負担金を納付

④

国庫帰属



**重要!**

通常の管理又は処分をするに当たり過分の費用又は労力を要する土地は引取り不可

- (例) ・建物や障害物のある土地
- ・土壌が汚染されている土地
- ・権利などで争いのある土地 など

詳しくは…

相続土地国庫帰属制度

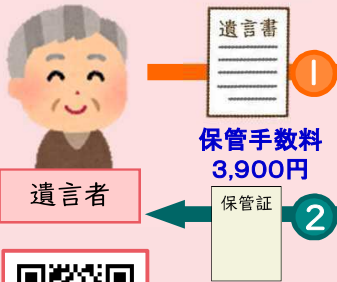


## あなたが自筆で作成した遺言書を法務局で保管します

### ● 自筆証書遺言書保管制度

死亡前

作成した本人が遺言書保管所に来庁して手続



遺言書  
保管手数料  
3,900円  
保管証

法務局（遺言書保管所）

形式を確認



死亡後

交付請求

①

②

検認不要

家庭裁判所

① 関係遺言書保管通知

② 死亡時通知

法定相続人

関係相続人等



詳しくは…

自筆証書遺言 法務省

手続には予約が必要です

## 相続手続をより便利に！法定相続人の一覧図を証明します

### ● 法定相続情報証明制度

手続案内には予約が必要です

死亡後

必要な書類を集める



① 申出

法務局（登記所）

審査・認証

登記官

② 数日後



法定相続情報一覧図の写し（証明書）

法定相続人等

必要な通数の証明書を無料で交付（5年間再交付可）



詳しくは…

法定相続情報 法務局



ポイント 相続手続がいくつもある場合、時間短縮に！